

大阪地方裁判所委員会（第19回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

3月25日（木）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成22年3月25日（木）午後2時00分から午後4時50分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）朝比奈千秋，櫻田嘉章，塩崎隆敏，西脇一枝，森克二，薬師寺玲，山口信吾，吉川純一，高村順久，谷岡賀美，並木正男，吉野孝義（敬称略）

（事務担当者）山下郁夫，新屋眞宏，高木繁，長路基樹

（庶務）竹口智之，山本さおり

4 配布資料

講演レジュメ「被害者学と犯罪被害者支援」ほか

5 議題

(1) 講演

テーマ「被害者保護制度について」

講師 同志社大学法学部 瀬川 晃 教授

(2) 意見交換

(3) 次回テーマ

6 議事

（委員長：■ 委員（法曹関係者）：○ 委員（学識経験者）：◇ 講師：△

説明者，事務担当者及び庶務：▲)

(1) 大阪地方裁判所長のあいさつ



(2) 委員長の選任

佐々木委員長の異動により，朝比奈委員長代理が議事進行を担当して，委員長の選任を行った結果，委員長に吉野所長を選任した。

発言要旨は次のとおり

○：裁判所委員会制度というのは，地方裁判所の運営に対して国民の意見を反映させるために地方裁判所ごとに設置されるという規則に基づいており，元々，裁判所の運営に国民の健全なる常識を反映する目的で設置されたものである。地裁委員会が設置された制度趣旨から，法曹三者以外の学識者委員から委員長を選任すべきだと思う。

○：国民の多くの意見を反映させるということは，もちろんそのとおりだと思う。

ただ，学識経験者の委員が委員長となると，議事の運営等で時間をとられることになり，かえって学識経験者の貴重な意見を聞くことが少なくなることも考えられる。

また，委員長となると，議事運営以外にも委員会準備や委員会で議論されたことを実際に反映するために裁判所での協議や指示をしていただくことになり，かなりの負担がかかることになる。お忙しい学識経験者に委員長をお願いするのは，心苦しい思いもある。

私としては，以上のような事情を踏まえると，吉野委員に委員長になっていただくのが良いのではないかと考えている。

- ◇：裁判所内部のこまごまな手続もあり，我々素人が裁判所内部に入っていくのは難しいと思われる。私も吉野委員に委員長をやっていただくのが妥当だと思う。
- ◇：この委員会は，徹底的に議論をして決議するという場ではなく，裁判所の運営を良い方向に進めていくために皆様の意見を伺うという場だと思われるので，これまでどおり所長にやっていただくのが妥当だと思われる。
- ◇：学識経験者委員を委員長にという意見もあるが，おおむねの意見として，所長に委員長をお願いするというようなので，吉野所長を委員長に選任するということがよろしいか。（反対意見なし。）

(3) 講演

△：同志社大学法学部の瀬川でございます。

本日は，被害者学・被害者支援について，話をしていきたいと思えます。

被害者支援について，昔は，被害者保護，被害者政策・対策という言い方をされることが多かったのですが，最近では，支援・ビクティムサポートという言葉で統一されています。

支援という言葉を使い始めた経緯は，保護とか政策・対策という言葉に対し，上から目線であるといったような批判的な意見が出されたことがあったためだと思えます。

(被害者学)

被害者学 (victimology) というのは，比較的新しい学問であり，耳慣れない方もおられると思いますが，犯罪学 (criminology) に対比するもので，犯罪学は犯罪の原因は何なのか，犯罪対策をどうするのか，犯罪者をどう更生させればいいのかなど犯罪者に焦点を当てるのに対し，被害者学は被害者に目を向け被害者に焦点を当てている学問です。戦後の学問であり，ここ20年で急速に成長し，国際的には30年ほどの歴史があります。

被害者学が我が国で議論されるきっかけになった殺人事件が，1970年代にありました。ある地域で若い女性が次々に行方不明になり，その後，その女

性たちが山中に埋められているのが発見されました。この事件では、8人の女性が亡くなりました。

加害者は、殺された女性を含め、分かっているだけでも83人の女性に声を掛けておりました。おそらくもっと多くの女性に声を掛けていたと思われます。

加害者は、その当時の有名な車に乗っており、バス停留所等、公共機関などで女性に声を掛けていました。

この事件から、なぜ被害者が被害にあったのか、なぜ同じように声を掛けられている中で8人の女性が殺害されたのか、なぜ車に乗ったのか、他の女性はなぜ断ったのかなど、この事件をきっかけに被害者がどのような立場にあるのかといったことが議論されるようになり、我が国でも被害者学が注目されました。

被害者学というのは何なのかということですが、我が国では、私の敬愛する慶應義塾大学の宮澤浩一教授をはじめとする伝統的な被害者学の立場と呼ばれるものがあり、この伝統的な被害者学は、当初、アメリカの一部、ドイツで興味を持たれ、今では、国際学会など世界的に関心を持たれ議論されています。

ただ、私は、この伝統的な被害者学には若干、批判的な立場をとっており、伝統的な被害者学に対し、私の考える被害者学を新しい被害者学と呼んでいます。

被害者学の有名な理論がいくつかありますが、最初にドイツのヘンティッヒが着目した理論で、犯罪の二重奏、犯罪というのは犯罪者が一方的に行っているのではなく、被害者との相互作用で行われているのではないかという考え方があります。ヘンティッヒの有名な言葉ではありますが、「被害者は、ある意味では犯罪者を形作り、作り上げる。」と述べています。単なる犯罪者だけを研究しても犯罪の実態はわからないという問題点を挙げました。

次に、メンデルゾーンが、被害者の有責性に着目しました。被害者をいくつかのポイントに分け、被害者には次の5つの類型があるとしています。

- ① 通り魔の被害者…まったく責任のない被害者，英語の文献によると理想的な被害者
- ② 無知による被害者…犯罪多発地帯で犯罪に遭遇する被害者
- ③ 自発的な被害者…心中の被害者，安楽死の被害者
- ④ 挑発的，不注意による被害者…加害者を挑発して被害に遭った被害者や信号無視をして交通事故の被害にあった被害者
- ⑤ 攻撃的な被害者…刑法上の正当防衛による被害者

メンデルゾーンは，被害者の有責性の理論を述べて世界的に注目を集めた人物で，被害者の救済がまったく手をつけられていないことが問題であり，被害者の問題をしっかり見据えないといけないと主張し，被害者の救済を掲げた人でもありました。私も1979年に会ったことがあります，非常に温厚で極めてヒューマニズムを感じさせる人であり，お話を伺って非常に感銘を受けました。



これらが，伝統的な被害者学についてですが，私は，伝統的な被害者学に対し，被害者の責任を追及する考え方ではないのか，被害者バッシングではないのか，と批判し，大きな疑問があると主張いたしました。

被害者に責任があるという考え方は確かにありますが，犯罪の場面というの

は、被害者の対応がどうであったのか、犯罪者がどうであったのか、その相互作用についてはわからないことが圧倒的に多いというのが私の考え方でありませぬ。

相互作用について、理論的には考えられることはできますが、実際の場面でそんな簡単にわかるのか疑問であり、それを元に被害者の責任を強調する考え方には疑問を持っております。

もっと端的に言うならば、犯罪をする方が悪いのではないか、被害を受けた人を責めるのは、望ましくないと考えております。確かに、被害者の責任が考慮される場面はあり得るとは思っていますが、被害者の責任を完全に分類できるとは考えておりませぬ。

また、伝統的な被害者学の文献を見ますと、「生まれつきの被害者」という言葉が出てきます。犯罪学にも、かつて、「生まれつきの犯罪者」、「生来性的な犯罪者」がいるという考え方がありましたが、これに対しては、どういう立証が可能なのか疑問であり、被害者に対するバッシングにつながりかねないという問題意識を持っております。

また、何ら実証的な研究に基づかないで被害者を非難するのはおかしいですし、伝統的な被害者学には支援、サポートの観点があまりなかったのではないかと感じており、こういった面からでも、新しい被害者学の必要性があると考えました。

新しい被害者学では、ライフスタイル理論、日常活動理論、さらに第二次・第三次被害者化等が提唱され、マクロ的な被害者調査が進みました。

一般的に、被害者のイメージは、女性、高齢者、子どもと考えられておりますが、実際の被害者調査研究を行うと、被害者になりやすい人は、女性より男性が多く、高齢者より30歳未満、独身、夜間外出をする人、大量の飲酒をする人が多いという結果が出ました。

新しい被害者学では、被害者のライフスタイルや日常活動をきちんと見てい

こうという動きになりました。

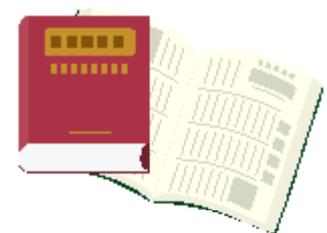
第二次・第三次被害者化は、きわめて重要な議論であります。最近では二次被害という用語がしばしば用いられますが、これはここから来ています。

第二次被害とは、たとえば、性犯罪の被害者が警察に行ったときに、男性の警察官から性的な被害について聞かれ、再度嫌な思いをしたり、また、裁判は公開されていますが、その場で極めてプライベートなことを根掘り葉掘り聞かれ嫌な思いをすることで、最近までそのようなことが起こっていました。最近の裁判では、このようなことは少なくなったと思われます。

他方、弁護士から見ると、えん罪の可能性が考えられるので、被害者を追及するといったこともあり、これが被害者にとっては、また傷つくこととなります。被害者が刑事司法のルールに乗ったときにはまた被害を受ける、再び傷ついてしまう、それが無反省に行われてしまうことがありました。この点について、一度被害に遭った人が再び被害に遭うことは避けなければならないと、実態調査を踏まえてそれが批判されました。これが80年代のことです。

第三次被害は、一生の問題であります。被害に遭ったことが原因で精神的被害を受け、トラウマが生じ、PTSDで立ち直れないといったことがあります。

これら第二次・第三次被害者についても支援を強める必要があると新しい被害者学は、主張しました。こういったことから伝統的な被害者学は、変わるべきであると思っています。



(被害者支援)

被害者支援について、これまでは、おそらく法曹、学者もそうですし、一般

市民、マスコミも、被害者について意識しておらず、問題意識を持っていなかったと思います。

被害者が大変であるということは認識していても、犯罪の被害者の現状や被害者支援については考えていなかったのだろうと思います。

その後、被害者学者の中にも問題意識を持った人が増え、一般社会やマスコミも被害者や被害者支援を考えるようになりました。意識が変わってしまうと被害者支援が、当たり前のことのように思いますが、時代が変わったと言え、ここまでは、紆余曲折がありました。

次に、変遷についてお話ししたいと思います。

犯罪被害者支援の変遷について、我が国では四期に分かれると考えています。なお、欧米においては、古代の時代は、被害者の黄金期と呼ばれ、被害者が完全に救済されていたと考えられています。目には目を、歯に歯をという言葉のとおり、目を傷つけられたものは目を傷つけることができるという被害回復が可能でした。

その後は被害者の衰退期とされています。

その後、1960年代以降の復活まで極めて長い間衰退期が続きました。我が国も欧米と同じように衰退期がありました。我が国の日本国憲法には被害者という文言はありません。これは、戦前の歴史の反省を踏まえ制定されたもので、これはこれで素晴らしいものでありますが、被害者については、何らの記述がありません。

その後、1974年に丸の内のビル爆破事件が起こったことから被害者支援に関心が集まり、一般世論が犯罪被害者に着目することになりました。この事件の犠牲者は、死者が8人、重軽傷者が380人でありました。

この事件では、いわれのない通行人も含めかなりの死傷者が出て、社会的非難が高まりました。そして、犯罪被害者にどのような救済方法があるのかということが議論となりましたが、当時被害者の救済方法は何もなく、ここから通

り魔の被害者という形で議論が起こり、いわれのない被害者の救済が問題となりました。

また、この当時、被害者に対する問題意識は薄く、それまでは経済的支援については、まったく議論されていませんでした。

同志社大学の太谷實先生が、留学先のイギリスから帰国し被害者保証について論文を発表されたことにより、被害者給付金の問題意識につながりました。

1980年に犯罪被害者等給付金制度ができ、経済的支援にめどがつけましたが、論文後、すぐに制度ができたわけではなく、6年もの月日がかかりました。これが始動期であります。

欧米では1960年代には、被害者支援が整備されており、日本の被害者支援は、その当時から他国に比べて2～30年は遅れていると言われていました。

制度ができた後は、我が国の社会の特徴といえますが、一旦このように制度なり法律ができてしまうと、問題は全て解決し、問題がなくなったという認識になり、被害者について議論する必要はないという時代が続きました。これが沈滞期であります。

その後、1990年代に入り、拡大・発展期であります。それまでは学者や研究者が主導的立場でありましたが、被害者支援団体や犯罪被害者の組織が各地で生まれ、被害者支援団体等から問題提起がなされるようになりました。国としても社会としても被害者を無視できなくなり、民間の被害者支援組織の設立や刑事司法機関による被害者支援体制の強化が行われました。

警察が犯罪被害者に対する配慮・ケアがきちんとできているのか、検察庁についてはどうなのか、裁判所ではどうなのかといったように、各省庁において、犯罪被害者のケアがきちんと行われているのか等の議論がされるようになりました。

さらに、加害者の出所者情報が被害者にまったく知らされていませんでしたが、それについて、被害者の方から、知らせてないのはおかしい等の問題提起

がありました。

学者からも欧米の事情を紹介する形で被害者の権利、法的地位ということが問題提起され始めました。

この背景は何であったかという点、一つは1995年の地下鉄サリン事件、もう一つは、1997年の神戸の少年の連続殺傷事件が起こったことだと思います。

神戸の事件が起こったことにより、少年事件の被害者がクローズアップされ、少年法が改正されることになりました。

私も少年法改正に関与しました。1998年に法制審議委員会の少年法部会が立ち上げられましたが、犯罪被害者に対する関心について、まだまだ一般社会や法曹関係者たちと私たちとの間には、かなりのギャップがありました。その後、2000年に少年法は改正されました。

被害者保護については、1999年に法制審議会刑事部会が立ち上げられ、検討されるようになりました。当時、当然の反応であったかもしれませんが、被害者だけが保護されなければならないのはなぜか、といったような議論もありました。また、従来の考え方によると、えん罪という観点から被害者を保護するのに何の意味があるのか、といったような議論も起こりました。

これらの事件が起こったことにより、被害者支援について我が国でも大きな変革の時代に入りました。

我が国の刑事立法についてですが、刑法は一世紀以上改正されておらず、憲法が改正された後も改正されていません。これは国際法上、まれなことだと思います。しかし、その後1990年末から21世紀に入り、刑事法が次々改正されました。

東京大学の松尾先生がおっしゃった言葉がありますが、従来「ピラミッドのような沈黙があった。」。これは、よく引用される言葉ですが、特に刑法の改正が頓挫した1980年半ばに法改正が完全に止まり、それ以降、刑事法の改正

という意識はなくなったことを表しています。

その後1990年代後半から刑事立法が活性し、監獄法も100年振りに改正されました。

そこで法的整備がどのように進んだのかお話ししたいと思います。

このときの法改正は、極めてスピーディに行われました。被疑者や被告人の人権とのぶつかり合いもあり、かなり議論が活発に行われました。

先進諸国では、被害者に対する配慮は、かなり前からありましたが、我が国で、遅れていたことは事実であります。

犯罪被害者保護二法（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」【平成12年法律第74号】、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」【同年法律75号】）について重要な部分をお話しますと、性犯罪の告訴時効が撤廃されました。また、法ができるまでは、法廷で被害者は傍聴席にいたわけですが、被害者の方が意見があるなら述べていただいた方がいいのではないか、ということで被害者の意見陳述が盛り込まれました。

他には、法廷での第二次被害者化を避けるための配慮で、ビデオリンク方式・遮へい措置が制定されました。

これらについても、激しい議論がありましたが、認められました。

こうして保護二法ができましたが、その後この保護二法では不十分だという問題意識がでてきました。欧米との遅れを若干でも取り戻したいと思っていましたが、実際は犯罪被害者の方から見ると不十分であるとの意見が出され、それらはシンポジウムあるいは学会で議論していくうちに鮮明になっていきました。

被害者の方から見ると、どういうことがどんなポイントでどこが不十分なのか、ということですが、①「経済的支援が貧弱である。」ということですが、1980年に給付金が支給されることになりましたが、まだまだ十分ではないと批判されています。②「刑事手続上での被害者への配慮が足りない。」。これに

については、保護二法である程度整備したと認識していましたが、まだ足りない
と具体的な事例が紹介されています。③「医療、福祉サービスが不足しており、
特に精神的・身体的被害に対する対応が不十分である。」。④「官民ともに支援
体制が未成熟である。」これについては、法律を作っただけで足りていると思
っているのか、という批判があります。実際の被害の実態や被害者の実態を見
ると保護二法だけではとてもまかなえないことが分かりました。

犯罪被害者保護二法ができたことは、歴史的な第一歩であります。ささや
かな一歩であったことが分かりました。

その後、小泉内閣の時代、2005年4月に犯罪被害者等基本法が施行され
ました。



保護二法では、不十分であるということであれば、どう解決するのが次の
問題となりました。

被害者支援は、国家全体で総合的に行うことが決められ、総合政策の基本的
な実施を表面化させたものが基本法であります。

犯罪被害者等基本法第1条では、目的において被害者の権利が、明文化され
ました。

我々研究者は、権利という場合の、権利＝法的な権利は、裁判所に訴えるこ
とができる権利だと考えてきました。

これまでは、いわば道徳的な権利であり、實際上、被害者の権利がなかなか使えませんでした。権利を明文化する動きによって、ここでやっと使えるようになりました。ただ全面的に100%使えるようになったとは思っていませんし、まだまだ不十分であると思っています。

第2条で対象者は犯罪被害者等としており、「等」は家族や遺族を意味しています

第3条の基本理念では、「個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定されています。これは、あまりにも当たり前といえば当たりの理念であります。これまではそのようになっていませんでした。

そして、「途切れることなく支援を行う」ということが規定されています。これは、犯罪の被害は一生の問題であると、認識する言葉であります。

この基本法は、学者が推進したのではなく、被害者支援団体が強烈に運動された結果だと思っています。被害者の実態が明らかになることにより制定されたものであります。

具体的には、弁護士の方で、妻を殺害された方がおられるのですが、この方が支援団体を設立されました。この方は、「自分は弁護士として、日本国憲法は被疑者・被告人の人権を守る美しい憲法だと思っていたが、裏側は非常に残酷なものだった」と述べられました。私自身、何度もお会いしたことがありますが、人格者であり非常に心を打たれました。この方が被害者支援団体にいらっかったことは、基本法の推進に役立ったと思われまます。

そして、犯罪者には改善更生と言われて刑務所や警察でお金をたくさん使っているのではないか、あるいは、保護観察でたくさんお金が使われているのに、犯罪被害者にはほとんど使われていないということが述べられました。

警察署、刑務所とどれだけのお金が使われていたのかという発言は、一般的にはアピール力のある強烈な言葉であったと思われまます。

この方が立ち上げられたこの会にはさまざまな被害者がおられ、神戸事件の被害者の父も関与されており、かなりのインパクトがありました。

次に、犯罪被害者の基本計画の策定についてですが、ここでも極めてスピーディに行われました。マスコミの力もかなりあったと思われます。被害者保護が遅れている実態を報道され、社会的に大きな関心をもたれました。これが大きな力となり2005年の12月に基本計画が閣議決定されました。その中では、4つの基本方針、5つの重要課題、合計258の施策が作られました。

重要課題は、5つに分かれています。各省庁がどこまでできるのか、そこで大議論が起きました。予算が絡むので、省庁としては防衛的にならざるを得ない所がありましたが、個人的な印象ですが、優れたあるいは問題意識の高い方が内閣府におられて強烈に推進されたと思います。

内閣府で今年度にやることになっており、計画期間5年で合計258の施策を一つひとつ実施計画として検証することになっております。

実は、昨日、内閣府で委員会があって、各省庁からも委員会に出席し、どれだけ進んでいるか報告がありました。

どの程度進んでいるのか関心があると思いますが、少なくとも80%までは出来上がっており、現在では90%に近づきつつあります。昨日も激しい議論をし、壁は厚いですが、進んでいます。

最近の動きをお話しますと、大阪地裁とも関係するところではありますが、非常に大きなポイントでは、被害者の刑事裁判の参加が完全に実施されました。

いろんな問題点は含んでいますが、これは大きなものであります。

そして、少年審判の傍聴です。私は、これについては反対の立場をとっております。もちろん注意深く運用されているとは思いますが、少年法の理念、さらに子供への強いプレッシャーを考えると未だにどうかと思っています。

公訴時効の見直し、これも大いに議論されていますが、立法される方向で閣議決定されると思われます。これについては、法律家としては賛否あると思

ます。

そして、被害者等給付金支給法の名称が、犯罪被害者支援法に変わりました。これは、現行の制度では不十分であると批判されて、実際には自賠責並にという議論がなされています。被害者の団体の代表者から強い批判があり、もう一度見直し、今の給付金の制度ではなく経済的な支援も見直そうという議論になっており、まだまだ議論は続くと思います。

最後に修復的な司法についてお話したいと思います。

この考えによれば、従来の刑事裁判は、第一義的には応報のためにあり、言わば刑罰的な目的を達するためにありました。

修復的司法は、そうではなくて、犯罪者、被害者、そしてコミュニティーが犯罪が起こったことによって壊れた関係を修復するために司法があるべきだ、という理念であります。

処罰するためでなく、被害者、犯罪者、さらにコミュニティーも納得するための司法が作られるべきであるという考え方です。

実際にどのように行うのか、ということではありますが、公的な制度として和解プログラムを作ったり、あるいは家族集団カンファレンス等を行う。それを裁判ではなく社会の中で行うといったものです。量刑についても、一般市民が入った中で刑罰を決めるとされております。

修復的司法は今でもたくさんの論文があり、確かに、癒しの司法とも言われていますが、私は反対の立場をとっております。我が国でこれを持ち込むのは、単なるユートピアだと思います。

犯罪被害者にとって、加害者と同じテーブルにつけるのか、簡単にできるのか、疑問に思います。軽犯罪なら可能ではあるかもしれないが、性犯罪や重大な被害を受けた被害者と加害者が同じテーブルにつくことに実現可能性があるのか疑問であります。被害者が加害者に会ってもよいというなら別であります。それは個別にやればよいことであり、それを仕組みとして作るのには反対で

あります。

我が国の犯罪被害者は、放置され無視された時代が長く続きました。欧米では 60 年代には犯罪被害者の支援体制が整いはじめていましたが、日本では、言ってみれば被害者に厳しい時代が長かったと思います。

ようやく今のような時代になり、被害者は関心を持たれ、ケアされるようになりましたが、まだまだ不十分であります。

この問題というのは、いろんな利害のバランスをとる必要があります、被疑者・被告人の人権が大きな問題であり、それから一般市民の納得が必要であります。予算を使うことですから、そういう問題を踏まえる必要があります。

特に、被害者の問題を強調するというのは、過度に応報的なものが進み、厳罰化が進むものとして批判されています。私自身も、安易な傾斜は自戒すべきであると考えています。

それでも、犯罪被害者の方に会うと、まだまだ為すべき事が多いと実感します。

同時に、私は、「批判的被害者学」という言葉を使っていますが、単に推進するのはいいが、常にバランスが必要であると思っています。なぜなら、被害者といっても、天災・薬害・悪徳商法の被害者など、社会の実態として、いろんな被害者があります。その点をも含めて、総合的に検討すべきであります。

被害者支援の議論が進んでいる今の現状では、批判的な被害者学はまだ時期尚早であります。これまで余りにも被害者は放置されていましたが、被害者支援はまだまだ進める余地があります。支援への対策が確立されないままに、その途中で「厳罰化」になるとか、「行き過ぎ」であると批判するのは、私個人としては適切でないと考えています。



(4) 意見交換

◇：犯罪被害者というのは、私の仕事でもっとも重要な事項でありまして、神戸の事件、和歌山カレー事件、大教大附属池田小学校の事件、J R福知山線の脱線事故など被害者の取材をしている。犯罪被害者が刑事手続の参加、少年審判の傍聴ができるようになったが、実際の運用はどうなっているのか。また、手続は浸透しているのか。

△：研究者からすると、これらの制度がスムーズに運用していくのか心配していたが、安定して応報的な司法にならないように、現場では注意深く運用されているようである。

被害者が裁判に参加することにより厳罰化されたり、被疑者や被告人にとって大きなマイナスになったり、量刑が格段に上がっていることもないと思われる。

以前は、法廷内に被害者の遺影を持って入ることが、被疑者や被告人の負担になるということで問題になったことがあったようだが、最近ではトラブルもなく認められるようになってきている。また、被害者が被告人に危害を加えるのではないかという論調もあったが、そのようなことはないようである。

◇：被害者が意見を述べるというのは、どういったことを述べるのか。

◇：意見陳述としては、大きく分けると、被害者としての心情を述べる意見陳述と、事実や法律の適用について意見を述べ、検察官の求刑のような形で意見を述べる弁論としての意見陳述の2つがある。

前者については、平成12年から制度は始まっており、かなり活用されている。平成21年の統計によると、大阪地裁では150件くらい、そのうち実際に被害者等が法廷で意見を述べられたのが、97件、書面を提出されたのが53件であった。

後者は、平成20年12月から始まった被害者あるいはその代わりに被害者参加弁護人が法廷に立ち会う中で行われている。大阪地裁の被害者参加の申立

は平成21年では38件、本年は現在まで8件の申立があり、いずれも許可されている。そのうち、後者の意見陳述が行われた件数は明確でないが、かなりの事件において行われているようである。なお、上記件数のうちの7割で被害者参加弁護人が選任されている。

また、被害者参加として多い事件は、自動車運転の過失による自動車事故の事件である。平成21年は、38件のうち19件が自動車事故、傷害事件が8件、殺人事件が5件、そのほかに、性的な事件や傷害致死であった。

被害者参加制度は、検察官と参加人とのコミュニケーションがとても重要であり、コミュニケーションを図る中で、証人尋問や被告人尋問の希望を聞いたたりするなど、検察官や弁護士が効果的に活動されているため、円滑に運用されている。

- ：被疑者側からみると、被害者が参加するのとしらないのとでは結果が違ふということになれば、バランスを逸することは出てこないのか。被害者感情があるので、特に情状のところでは応報的な傾向が出てくるのではないか。
- ◇：実質的な数字が出ているわけではないため、量刑に差が出ているか確かなことは分からないが、裁判員裁判で裁判員が、記者会見で、被害者が裁判に参加していると、被害者の声をしっかり聞かないといけないとは思いますが、それとは別に、中立的にまた公正に判断しなければいけないと思ったなどと発言されていたり、裁判員裁判の模擬裁判での裁判員の感想を聞いているとそれほど大きな差が出ているような印象はない。被害者の参加しているときと参加していないときで著しい差異が出るほどの影響はないと感じている。
- ◇：被害者の参加、不参加が量刑に影響していることはあまりないと思う。

これまでに法テラスからの紹介で犯罪被害者支援として犯罪被害者と関与をしたことがあった。

関与した事案としては、被害者と加害者は、家が比較的近所であり、加害者が包丁を持って被害者を待ち伏せをして斬りつけ、騒ぎを聞いて家族もかけつ

け、被害者をかばったが、被害者はかなりの傷を負ったという傷害事件であった。

被害者の要望としては、加害者にはできるだけ刑務所に入所して欲しい、また、事件により大きな怪我をし、会社を休まなければならなかったため、賠償請求をしたいということであった。

加害者には国選弁護人が選任されており、また、加害者から被害者に対し、賠償として、100万円の支払いをしたいとの申し出があった。それに対して、被害者は、100万円では了解できないとしたため、再度、加害者側から200万の支払いを行いたいという申し出があった。

ただ、200万円の支払いを受けると、執行猶予がつく可能性があると説明すると、被害者の方には、被害弁償はして欲しい、でも刑務所には入って欲しいという相反する気持ちがあった。そこで、被害の一部として受け取るように交渉を行ったが、結局、執行猶予付きの判決が下された。

被害者にとっては、不満の残る判決であり、加害者の近くに住むことはできないとして引っ越しをすることになったため、今度は、加害者に対して、引っ越し費用の賠償請求を行えないかという依頼があった。これについては難しいという話をした。

被害弁償を受けると被告人に有利な情状として、執行猶予付き判決が出てしまうという矛盾した結論が出て、非常に考えさせられる経験をした。

また、私の経験からは、被害者と加害者との修復的な司法は、こういう傷害事件では絶対に無理だと感じている。

- ：被害感情のようなものが出ると、逆恨みをされるなど別の方に発展するおそれはないのか。
- ◇：私が関与した被害者もそれが一番心配で、引っ越しをされた。
- ：事件にもよるが、意見を述べる時に、運用として情状的なものを制限した方がいいのではないか。

- ◇：意見陳述するかしないかは、参加人や被害者の方の自由意思に任せられている。
- ：私としては、被疑者側の尋問が心配で、感情に立てば必ず反発した感情が出てくると思う。
- ◇：そのような事例はあるのか。
- ◇：事例として聞いたことはない。
- △：被害者の方は、お礼参りされることを危惧しながら証言をしているのは事実である。
- ◇：被害者にそのような危険はないと言っても、心配するのが被害者である。私の経験した事件でも、被害者の方に参加制度の話をしたが、法廷で加害者の顔を見るのはとんでもないということで参加されなかった。
- ◇：被害者の住所や名前を秘匿することは可能な場合もある。そういった形で被害者側の情報が加害者側に伝わらないようにできる。そのような方法で被害者を保護し、不安を軽減することは可能な場合もある。



- ：先ほどの話からすると、被害者が参加しても結論が変わらないのか。
- ◇：それほど数は多くなく、統計的なものが出ていないのではっきりしたことは言えないが、今のところ、それほど変わっていないように感じている。
- ：被害者が参加しても結論が変わらないのであれば、被害者が参加するメリット

がないのではないか。むしろ、お礼参りの心配をしたり、マイナスの方が多いのではないのか。そうであれば、何のためにこの制度があるのか。

△：もっともな意見である。ただこれまでは、犯罪被害者は法廷の中に入ることができなくて、傍聴席で裁判を傍聴していた。自分が事件の当事者なのに、部外者扱いを受け、システムから放置された存在であった。この制度によって、傍聴席から法廷のバーの中に入り、主体的な参加ができるようになり、自分たちの意見を反映できるシステムになった。参加するならば、量刑が上がった方が良かったのではないかという意見があるかもしれないが、これまで全く無視されてきた被害者がシステムとして主体的に司法に参加できることになった点で、被害者参加制度は意味があったと思っている。

○：理屈では分かるが、現実的には影響はないということであれば意味がないのではないか。被害者の心情として納得できると言うことか。

△：私は、進展があったと思っている。

◇：今までお話しした事例は、ごく少ない今までの事例をお話した。裁判員裁判も全国的にまだ数が少なく、さらに被害者参加をしている事件も少ないこともあり、その現状を前提に話しをしている。今度のいろんな事件の中で当然変わってくる可能性もあると思う。

◇：この制度はトータルで考えなければ説明がつかないものだと思う。

被害者のための刑事訴訟を考える時期が来たと思われる。こういう被害者参加を含む被害者保護制度ができて現実化している。

量刑の点については、裁判員裁判等で裁判員を務められた国民の方が、犯罪被害者が参加された裁判員裁判でも、被害者側の感情に左右されずに冷静に判断されているという事例の紹介があったと思う。

性犯罪等を含めて、昔に比べてかなり厳罰化されてきたように思う。これも被害者保護の一つの表れではないかと思われる。実際に被害者が参加した場合と参加されなかった場合とで、どれだけ違うのかは不明であるが、全体的に被

害者に目を向けた刑事裁判になっていることは、トータルでは間違いないだろうと言えらると思う。

△：実情を申し上げますと、被害者参加について一部の被害者の支援団体の反対があった。内閣でさえ世論調査で揺れ動く社会の中で、この制度も、国民や報道機関の対応で変わっていくと思われ、被害者支援とは逆に違う波が来る可能性もあるので、制度を運用する上で気をつけるべきである。

○：少年審判に被害者を参加させるのは反対であるという意見であったが、それはなぜか。

△：裁判所の関係者も検察も非常に慎重である。被害者が裁判に参加するときもきちっと議論しているし、少年審判についてはもっと慎重にやっていると思う。

ただ、少年法というのは法律の体系としては、愛の法律といえますか、健全育成を目的としており、法律の体系で少年と大人とは、扱いが違っていいと考えられてきた。

修復的司法の人や、一部の人もそうであるが、被害者の声を聞かせるのも少年にとっても役に立つという人もあるが、それは場合によると思っている。

また、子供に被害者の生の声を聞かせて、子供に罪悪感を持つという人もいる。子供に罪悪感を持たせて、悪いことをしたと認識させることは必要だとは思いますが、子供を厳しく責め立てる必要はない。書面でならともかく、被害者や遺族が傍聴することには疑問に思う。

○：軽い事件ならともかく、重い事件の場合、自分の意見を言えないということは、被害者にとっては、不満が残るのではないか。

また、被害者にとっては、成人であろうと少年であろうと、被害に遭ったという点では同じであり、自分たちの意見を伝えたいという被害者の気持ちはわかる。

△：少年が少年に殺された事件の被害者の辛さ、しんどさについては、話を聞くと実感する。ただ、成人裁判も同じだと言えれば同じと思うが、私は、近代の考え

方というか、男と女は違うし、大人と子供は違うんだという大きな法体系は、残すべきだと思っている。

○：被害者給付金について、被害者支援に就く弁護人の費用も支給されるのか。どこまで給付金が適用されるのか。

△：給付金の意味合いであるが、被害者が使ったいろんな細かい費用を補償する制度ではない。言ってみればお見舞金に近く、一定程度の金額を渡すという制度である。

自賠責並に改正されたと申し上げたが、自賠責保険は保険に入っている人を対象とする制度であるので、犯罪被害者は保険に入っていないではないかという議論もある。今のところ、一定程度額のお見舞い金程度を支給する制度である。経済的な点で言えば、犯罪被害者は、我々の想像を絶するほどの被害がある。住居を変えることもそうであるし、逃げ回らないといけなかったりする時期があったり、医療費、入院費が嵩んだり、非常に生活が困窮するため、そこまで補償するべきであるという議論がある。

被害者の支援は、当然やるべきであるし、被害者にとって細々とした点まで十分な額が支払われているわけではないので、自賠責並の補償で行うべきであると考えている。

給付金は、数年前に改正されたが、最高額としては、遺族給付金について1500万円が3000万円程度に、障害給付金について1850万円が4000万円に引き上げられた。

ただし、このような数値は、ミスリードのところがあって、全体としてすべて支給されているわけではなく、申請した人すべての人について、認められるわけではない。予算は20億円で、そのうち給付金として10億円支出されているのが現状である。

犯罪によって受ける被害者の損害は、精神的だけではなく経済的損害も大きく、その補償ができていない現状にある。

被告人に対する損害賠償命令については、できたばかりの制度であるが、被告人に損害を支払えという賠償命令を出しても、実際には不払いが多く、資金が潤沢な人はいいけれども、むしろ、被告人はそもそもお金に困って犯罪を犯すケースが多いと考えられるので、被告人に賠償を命じても仕方がないと思われる。国際的に見てもこういう制度が軌道に乗るとは思えない。そういった意味では、まだまだこの制度は不十分である。

○：通り魔的な事件でもなくとも、通常の事件でも申請はできるのか。

△：全ての事件ではないが、死亡・重傷害を伴う事件であれば、できる。

○：民事制度で賠償命令が出て賠償を受け取った場合、現行制度では、被害者給付金がもらえないということがあるが、今度の改正法制度では、そこは議論されているのか。

△：考慮していると思う。



○：被害者学から見て裁判員裁判は、どういう評価なのか。

△：一定の進歩だと思う。伝統的な刑事裁判に馴染んだ者としては、これほど社会が裁判員裁判に関心を持つとは思わなかった。新聞の片隅にあった刑事裁判であったが、裁判員裁判で社会の関心が強くなったと思う。これまでは、裁判官は語らずというイメージであるが、裁判員は記者会見で意見を述べられ、刑事裁判のイメージが変わった。

ドイツでは参審制，欧米では陪審員制を採っているが，日本社会もある程度成熟したこともあり，かなりいろんな人が関心を持ち，思っていた以上にスムーズに進んでいると感じている。

ここに被害者参加が加わったことで，将来的に何か弊害が出るかもしれないが，これについてもスムーズに行われていると思う。これからは職業裁判官ではなく，一般市民に被害者の実情を知ってもらえるいい機会だと思っている。

◇：大阪地裁の損害賠償命令の申し立ての実情はどのようになっているのか。

◇：大阪地裁で申し立てられている損害賠償命令の申立は，平成21年が15件，平成22年は現在のところ0件である。事案としては，傷害事件が一番多い。中には，一部認容や認諾，認容されて終了しているものがあるものが，ほとんどは，4回の審尋では決着つかないとして終了している。

被告人には比較的金銭的な負担能力が乏しい者も多く，申立の実効はあるのかという問題もある。大阪では，500万円を認容したという事案があったが，最終的には，異議申立があり，結局，通常の民事裁判になったと聞いている。

○：損害賠償命令の裁判は，刑事裁判の延長でやるのか。

◇：刑事裁判が終わった後，その当日に20～30分ほど間をおいて，第一回目の審尋を行うという形になる。4回の間で決着がつくか見極めて審尋を行うことになる。

○：損害賠償命令は，被害者の請求に基づくものなのか。また，先ほどの500万円が認容された事案については，請求額は500万円だったのか。

◇：500万円の認容については，請求額をそのまま認容したと聞いている。

△：経済的な支援は，今後もう一度見直されることになると思う。被害者支援の方からたくさん事例が紹介されている。メディカルな費用も含め，被害者にとって，国が放置できない状況があるのではないかという問題意識が出てきている。もう一度，給付金を上げたからそれで済んだということではなく，新たな制度設計というか，今の制度では限界があるとして，もう一度議論が起こると

感じている。

- ：自賠責というと、保険に入らないといけないのか。
- △：自賠責並にというのは、額を引き上げるためのスローガンであり、目標値であった。自賠責とまったく違う制度である。
- ：被害者学の新しい視点ということであるが、私が考える究極の被害者保護というのは、そもそも被害者を出さないことだと思っている。そういう方面で被害者学は非常に有効に働くのではないか。その点はいかがか。
- △：おっしゃるとおりだと思う。被害者学が一定の意味を持ったというのは初期にはあったと思うが、今回の実際的なものについては、被害者支援団体や報道機関の力であると思う。もう一つは、被害者支援の方によれば、一部の国会議員の理解者がいたことは大きな推進力になったようである。
- ：委員の皆様からたくさんの御意見を頂きありがとうございました。

7 次回の予定

- (1) 次回大阪地方裁判所委員会（第20回）開催日
平成22年7月9日（金）
- (2) テーマ
労働審判制度について

